

京都市の水谷鮮魚店におけるうなぎの蒲焼の不適正表示
(JAS法及び景品表示法) に対する措置について

平成21年10月22日
京都府農林水産部食の安心・安全推進課
京都府府民生活部消費生活安全センター

◎概要

- 1 水谷鮮魚店に対し任意調査を実施した結果、うなぎの蒲焼について、原産国名が「中国」又は原料原産地名が「台湾」であるにもかかわらず、「四万十川産」と表示し、販売しており、JAS法に基づく加工食品品質表示基準及び景品表示法に違反する行為を確認しました。
- 2 このため、同店に対して、本日(10月22日)、JAS法及び景品表示法に基づき指示を行いました。

1 経過

- (1) 近畿農政局の食品表示110番への消費者からの情報提供及び水谷鮮魚店(所在地：京都市東山区泉涌寺門前町26 代表：水谷隆一)からの自主申告に基づき、平成21年8月27日から10月9日まで、本府が任意調査を実施しました。
- (2) その結果、うなぎの蒲焼について、下表のとおり、事実と異なる表示を行い、少なくとも平成20年8月1日から平成21年8月24日までの間、販売していた事実が確認されました。
なお、同店では、平成21年8月25日以降、うなぎの蒲焼の販売を中止しており、違反があった事実等について、店頭及び新聞折り込み広告で自主的に公表しています。

	商品名	商品の表示状況	実際の原産国名又は原料原産地名	販売期間	販売数量
ア	うなぎの蒲焼	四万十川産	原産国名：中国	平成20年8月1日から 平成21年8月24日まで	約8,280尾
イ	うなぎの蒲焼	四万十川産	原料原産地名：台湾		713尾

※ アの商品は、中国から輸入したうなぎの蒲焼です。

※ イの商品は、台湾から輸入した生のうなぎ又はうなぎの白焼を仕入れて、自店舗で製造したうなぎの蒲焼です。

2 指示の内容

- (1) 今回の違反行為が生じた事実経過を把握して分析し、原因を明らかにすること。
- (2) (1)の結果を踏まえ、表示に関する責任者を明確にし、相互監視が可能な管理体制を整備するとともに、従業員に対し、品質表示制度の遵守の徹底を図ること。
- (3) JAS法及び景品表示法を遵守し、適正な食品表示を行うとともに、今後、表示が適正であることを十分確認した上で販売すること。
- (4) (1)、(2)及び(3)について、改善結果を平成21年11月24日(火)までに京都府知事あて報告すること。

3 関係法令

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）（昭和25年法律第175号）第19条の13第1項の規定により定められた加工食品品質表示基準（平成12年農林水産省告示第513号）第3条第6項及び第6条第1項第1号並びに不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）（昭和37年法律第134号）第4条第1項第1号の規定に違反（1の(2)のイの商品は、自店舗内で製造し販売された商品のため、JAS法違反対象外）

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）（抄）

（製造業者等が守るべき表示の基準）

第十九条の十三 内閣総理大臣は、飲食料品の品質に関する表示の適正化を図り一般消費者の選択に資するため、農林物資のうち飲食料品（生産の方法又は流通の方法に特色があり、これにより価値が高まると認められるものを除く。）の品質に関する表示について、内閣府令で定める区分ごとに、次に掲げる事項のうち必要な事項につき、その製造業者等が守るべき基準を定めなければならない。

- 一 名称、原料又は材料、保存の方法、原産地その他表示すべき事項
 - 二 表示の方法その他前号に掲げる事項の表示に際して製造業者等が遵守すべき事項
- 2～7 略

（表示に関する指示等）

第十九条の十四 第十九条の十三第一項若しくは第二項の規定により定められた同条第一項第一号に掲げる事項（以下「表示事項」という。）を表示せず、又は同項若しくは同条第二項の規定により定められた同条第一項第二号に掲げる事項（以下「遵守事項」という。）を遵守しない製造業者等があるときは、内閣総理大臣又は農林水産大臣（内閣府令・農林水産省令で定める表示の方法については、内閣総理大臣。次項において同じ。）は、当該製造業者等に対して、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。

2～5 略

第十九条の十四の二 前条の規定により指示又は命令が行われるときは、これと併せてその旨の公表が行われるものとする。

（権限の委任等）

第二十三条 内閣総理大臣は、この法律の規定による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

- 2 この法律に規定する農林水産大臣の権限及び前項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

3 略

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令（JAS法施行令）（抄）

（都道府県が処理する事務）

第十二条 法に規定する農林水産大臣の権限及び法第二十三条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める都道府県知事が行うこととする。ただし、第三号から第五号までに掲げる事務（第三号及び第四号に掲げる事務にあつては、法第十九条の十四の規定の施行に関し必要と認められる場合におけるものに限る。第九項において同じ。）については、消費者庁長官又は農林水産大臣が自ら行うことを妨げない。

- 一 法第十九条の十四第一項 又は第二項の規定による指示及び当該指示に係る法第十九条の十四の二の規定による公表（いずれも製造業者等（法第十四条第一項に規定する製造業者等をいう。以下この項において同じ。）であつて、その主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が一の都道府県の区域内のみにあるもの（以下この条において「特定製造業者等」という。）に関するものに限る。）に関する事務 当該都道

府県の知事
二～五 略

○加工食品品質表示基準（抄）

（加工食品の義務表示事項）

第3条 加工食品（業務用加工食品を除く。以下この条から第4条の2までにおいて同じ。）の品質に関し、製造業者、加工包装業者、輸入業者又は販売業者（以下「製造業者等」という。）が加工食品の容器又は包装に表示すべき事項は、次のとおりとする。ただし、飲食料品を製造し、若しくは加工し、一般消費者に直接販売する場合又は飲食料品を設備を設けて飲食させる場合はこの限りでない。

- (1) 名称
- (2) 原材料名
- (3) 内容量
- (4) 賞味期限
- (5) 保存方法
- (6) 製造業者等の氏名又は名称及び住所

2～5 略

6 輸入品にあつては、製造業者等がその容器又は包装に表示すべき事項は、第1項各号に掲げるもののほか、原産国名とする。

7 略

（表示禁止事項）

第6条 次に掲げる事項は、これを表示してはならない。

- (1) 第3条又は第4条の2の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語
- (2)～(4) 略

○不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）（抄）

（不当な表示の禁止）

第四条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの

二～三 略

（都道府県知事の指示）

第七条 都道府県知事は、第三条の規定による制限若しくは禁止又は第四条第一項の規定に違反する行為があると認めるときは、当該事業者に対し、その行為の取りやめ若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を指示することができる。その指示は、当該違反行為が既になくなつている場合においても、することができる。

(参考)

水谷鮮魚店の概況

代表者	<small>みずたに</small> 水谷 <small>りゅういち</small> 隆一
所在地	京都市東山区泉涌寺門前町26
業務内容	水産物の加工及び販売